

一般廃棄物処理施設の維持管理記録

年度	令和5年度
施設名称	羽生市清掃センター（焼却施設）
所在地	羽生市大字三田ヶ谷1863

項目	内 容	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(※1)	可燃ごみ焼却量 (t)	-	1,003.45	1,149.13	1,061.44	1,193.71	1,239.11	1,144.07	1,115.62	1,073.05	1,038.41	915.04	763.71	929.90
処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量														
(※2)	測定を行った位置	-	1号炉燃焼室出口											
燃焼室中の燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	800以上	862.0	864.0	838.0	856.0	830.0	831.0	848.0	897.0	895.0	860.0	915.0	824.0
	測定を行った位置	-	2号炉燃焼室出口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集じん器に流入する燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定の結果(°C)	800以上	859.0	862.0	831.0	884.0	870.0	826.0	827.0	906.0	884.0	836.0	873.0	831.0
	測定を行った位置	-	1号炉ろ過式集じん器入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	200以下	179.0	180.0	176.0	175.0	177.0	175.0	177.0	183.0	181.0	176.0	182.0	174.0
(※2)	測定を行った位置	-	2号炉ろ過式集じん器入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	200以下	172.0	176.0	175.0	181.0	203.0	175.0	175.0	182.0	181.0	173.0	176.0	0.0
	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口											
(※3)	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(ppm)	100以下	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（連続的に測定し、記録したもの）	測定の結果(ppm)	100以下	0.0	1.0	6.0	5.0	2.0	2.0	1.0	2.0	0.0	2.0	4.0	0.0
	測定を行った位置	-	常時機械除去											
	除去を行った年月日	-												
	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口											
(※4)	採取した位置	-	1号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R5.11.1	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R5.12.14	-	-	-
	測定の結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000032	-	-	-
	採取した位置	-	2号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R5.11.1	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R5.12.14	-	-	-
	測定の結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00067	-	-	-
(※5)	採取した位置	-	1号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	R5.8.25	-	-	-	-	-	R6.2.29
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	R5.9.20	-	-	-	-	-	R6.3.18
	ばいじん濃度測定の結果 O <sub>2</sub> 12%換算値(g/m <sup>3</sup> )	0.15以下	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	-	0.001	-
	窒素酸化物濃度測定の結果 O <sub>2</sub> 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	71	-	-	-	-	-	110	-
	塩化水素濃度測定の結果 O <sub>2</sub> 12%換算値(mg/m <sup>3</sup> )	200以下	-	-	-	-	7.7	-	-	-	-	-	5.9	-
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (m <sup>3</sup> /h)	80以下	-	-	-	-	0.051	-	-	-	-	-	0.015	-
	採取した位置	-	2号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	R5.8.25	-	-	-	-	-	R6.2.29
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	R5.9.20	-	-	-	-	-	R6.3.18
	ばいじん濃度測定の結果 O <sub>2</sub> 12%換算値(g/m <sup>3</sup> )	0.15以下	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	-	0.001	-
	窒素酸化物濃度測定の結果 O <sub>2</sub> 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	100	-
	塩化水素濃度測定の結果 O <sub>2</sub> 12%換算値(mg/m <sup>3</sup> )	200以下	-	-	-	-	6.6	-	-	-	-	-	3.7	-
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (m <sup>3</sup> /h)	80以下	-	-	-	-	0.018	-	-	-	-	-	0.016	-

- (※1) 処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。
- (※2) 燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
- (※3) 一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。
- (※4) 基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- (※5) ばいじん濃度の基準値は、「大気汚染防止法」による。  
窒素酸化物濃度の基準値は、埼玉県の「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」による。  
塩化水素濃度の基準値は、埼玉県の「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」による。  
硫酸酸化物排出量の基準値は、「大気汚染防止法」による。K値=9
- (※) ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記していません。